第

5007

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

 $_{(2014年)$  平成26年  $}$  6月 19日 木曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="http://www.zeirishi-miwa.co.jp">http://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>

## ♀ 相続の承認と放棄

**Q**:相続には限定承認や放棄があるとか。 どのような取扱いになっているのですか?

A:次のようになっています。

## 【解説】

民法では、限定承認・放棄について、次のように規定しています。

## ①限定承認

相続人が限定承認したときは、相続によって 得た財産の限度においてのみ被相続人の債務 及び遺贈を弁済すべきことを留保して承認を ることができます。つまり、限定承認をする と、相続財産を超える債務は承継しなよな いことになるわけです。なお、限定承認をする 場合には、相続開始があったことを知った 時から3か月以内に、その旨を家庭裁判所に 申述しなければなりませんが、相続人が数人 いるときは、すべての共同相続人が限定承認 した場合に限り認められます。

## ②放棄

相続人が相続の放棄をしたときは、その相続 人は、はじめから相続人でなかったものとして取り扱われます。したがって、相続順位を相続分などについてもその者がいなかます。放きして取り扱われます。放棄も限定承認時間に、相続開始があったことを知り所に、その旨を家庭裁判所によりませんが、限定承認のようにはなりませんが、限定承認のようにでも放棄をすることができます。と取りはなりませんので注意してください。







